

「海外居住者のための収入等申告書」の 作成方法及びよくある不備

2026年度適格認定（家計）向け
2026年7月更新

1	「海外居住者のための収入等申告書」の概要	3
2	「海外居住者のための収入等申告書」の作成方法	4～8
3	「海外居住者のための収入等申告書」に添付が必要な書類	9～12
4	よくある不備	13～14

1. 「海外居住者のための収入等申告書」の概要

海外居住者のための収入等申告書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

以下の奨学生の適格認定(家計)に際して、収入・所得等を提出すべき者のうちに1月1日時点で日本国外に居住している者がいるため、その収入・所得等の情報を申告します。

提出日 (yyyy/mm/dd)

提出する年度(西暦4桁) 2026 申込区分 経済基準の適格認定

奨学生番号 -

奨学生本人氏名	本人生年月日	(yyyy/mm/dd)
生計維持者1の氏名	本人との続柄	父
生計維持者2の氏名	本人との続柄	母

※ 以下、収入(所得)は【2025年1月1日～12月31日】のものを入力してください。
扶養等の情報は【2025年12月31日】現在のものを入力してください。

奨学生本人情報		必要添付書類	
01 生年月日(yyyy/mm/dd)		入力結果に応じて、必要な添付書類に○がつきます。機構HPで具体的な必要書類を確認してください。	
02 どちらの生計維持者に扶養されていますか	生計維持者1		
03 障がい者に該当していますか	障がい者でない		
04			
05 奨学生本人に収入(所得)がありますか	いいえ		
06		1 所得金額に関するもの	○
07		2 配偶者の所得に関するもの	○
08		3 世帯構成に関するもの	
09		4 生計維持者が1人のみであることを証するもの	
09		5 障がい者に関するもの	

生計維持者の基本情報		★
10 生年月日(yyyy/mm/dd)		★の者が1/1時点で日本国内に居住していた場合でも入力してください。
11 配偶者はいますか	はい	
12 生計維持者2と同居していますか	いいえ	
13 障がい者に該当していますか	障がい者でない	
14		

生計維持者の収入・所得の情報		扶養の情報は、1/1時点で日本国内に居住していた者は課税証明書の扶養親族の数を入力してください(下欄)。
17 給与収入金額の通貨	日本円(JPY)	扶養の情報は、1/1時点で日本国内に居住していた者は課税証明書の扶養親族の数を入力してください(下欄)。
18 給与収入金額	0.00 JPY	
19 公的年金等収入の通貨	日本円(JPY)	
20 公的年金等収入金額	0.00 JPY	
21 給与・年金以外の所得の通貨	日本円(JPY)	
22 給与・年金以外の所得の金額	0.00 JPY	

生計維持者の扶養の情報(本人や他の生計維持者、配偶者は含めないでください)		うち★の者より年長の者
29 16歳未満扶養親族の数	0 人	うち★の者より年長の者 0 人 (項番43の内数)
30 16～18歳の扶養親族の数	0 人	
31 19～22歳の扶養親族の数	0 人	
32 19～22歳の特定親族の数	0 人	
33 23～69歳の扶養親族の数	0 人	
34 70歳以上扶養親族(同居尊属)の数	0 人	
35 70歳以上で上記以外の扶養親族の数	0 人	
36 扶養親族等のうち一般障がい者の数	0 人	
37 扶養親族等のうち同居特別障がい者の数	0 人	
38 扶養親族等のうち同居特別障がい者の数	0 人	

<入力にあたって>

- 全ての生計維持者の情報を入力したうえで印刷し、収入等の証明書類(和訳付)を添付してください。国内外を問わず扶養親族がいる場合、生計維持者との関係を示す書類も必要です。国内に居住している生計維持者については、マイナンバーを提出してください。
- 選択肢に存在する通貨のレートは、日本銀行が報告する2026年1月分の報告省令レートに基づき当機構が換算します。
- 選択肢に存在しない通貨については、入力時に米ドルに換算(2026年1月1日時点のレート)して、米ドルを選択して入力してください。
- 「障がい者」とは、所得税・住民税における障害者控除の条件を満たしている人をいいます。詳細な条件は下記をご参照ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1160.htm> (国税庁HP)

海外に居住し、**2026年度(2025年1月～12月分)の住民税が課税されていない**(2026年1月1日時点で国内に居住していない)生計維持者または奨学生本人がいる場合は、マイナンバーによる所得確認ができないため、「海外居住者のための収入等申告書」(以下「申告書」という)を作成し、必要書類を添付のうえ在籍校への提出が必要です。

提出が必要な対象者は在籍校を通じてご連絡します。
学校から連絡がありましたら、本資料をご参照のうえ書類を準備し、在籍校へ提出してください。

申告書は、右の二次元コードよりダウンロードいただけます。



2. 「海外居住者のための収入等申告書」の作成方法 1/5

海外居住者のための収入等申告書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

2026.03

以下の奨学生の適格認定(家計)に際して、収入・所得等を提出すべき者のうちに1月1日時点で日本国外に
居住している者があるため、その収入・所得等の情報を申告します。

提出する年度：「2026」となっていることを確認してください。

提出日 2026/7/15 (www/mm/dd)

申込区分 経済基準の適格認定

提出する年度(西暦4桁) 2026

奨学生番号 526 - 04 - XXXXXX

奨学生本人氏名	機構 太郎	本人生年月日	2007/5/5 (www/mm/dd)
生計維持者1の氏名	機構 一郎	本人との続柄	父
生計維持者2の氏名	機構 花子	本人との続柄	母

※ 以下、収入(所得)は【2025年1月1日～12月31日】のものを入力してください。

申込区分：「経済基準の適格認定」が
選択されていることを確認してください。

本人生年月日：正しく入力してください。

個票 (サンプル)

■適格認定(家計)
印刷日：20XX年 7月 1日

【学生提出用(学生→学校)】マイナンバーに代わる提出書類

(学校名) 学生支援大学 (学校番号) 109990
(奨学生番号) 5XX04100001
(氏名) 機構 太郎 (学籍番号) 1000000001

《対応方法》
提出必要に○がある
改姓等により記載
(建設免許証・印
鑑)

学校から受け取ってください。

本人	続柄	氏名	提出必要	依頼日
本人		機構 太郎	○	7月1日
生計維持者1	父	機構 一郎	○	7月1日
生計維持者2	母	機構 花子	○	7月1日

2. 生活保護受給証明書

本人	続柄	氏名	提出必要	依頼日
生計維持者1	父	機構 一郎	○	7月1日
生計維持者2	母	機構 花子	○	7月1日

【参考】
主に以下のいずれかの理由により、証明書類の
提出を依頼しています。
・マイナンバー未提出のため
(6月末までに届出が完了しない場合、
未届出者として提出依頼を行います。)
・マイナンバーを使用して自治体から必要な
情報を取得することができなかったため
(取得できない理由は当機構ではわかりかねます。)

奨学生番号
奨学生本人氏名
生計維持者1の氏名・本人との続柄
生計維持者2の氏名・本人との続柄

↓
学校から受け取った「【学生提出用(学生→学校)】マイナンバーに代わる
提出書類」(個票)に印字されている通りに入力してください。
「個票」に印字された内容が誤っていた場合は、学校に申し出てください。

※海外に居住し、2026年度(2025年1月～12月分)の住民税が課税されて
いない(2026年1月1日時点で国内に居住していない)生計維持者または奨学
生本人がいる場合は、当該期間において無収入であったとしても「海外居住
者のための収入等申告書」の提出が必須です。

2. 「海外居住者のための収入等申告書」の作成方法 2/5

奨学生本人情報

海外居住者のための収入等申告書



2026.03

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

以下の奨学生の適格認定(家計)に際して、収入・所得等を提出すべき者のうちに1月1日時点で日本国外に居住している者がいるため、その収入・所得等の情報を申告します。

生計維持者の氏名 配偶者 本人の親 母 ※生計維持者がいない場合、氏名は入力しないでください

※ 以下、収入(所得)は【2025年1月1日～12月31日】のものを入力してください。

扶養等の情報は【2025年12月31日】現在のものを入力してください。

奨学生本人情報

01	生年月日(yyyy/mm/dd)	2007/5/5
02	どちらの生計維持者に扶養されていますか	生計維持者1
03	障がい者に該当していますか	障がい者でない
04		
05	奨学生本人に収入(所得)がありますか	はい
06	給与収入金額の通貨	日本円(JPY)
07	給与収入金額	1,000,000.00 JPY
08	給与・年金以外の所得の通貨	日本円(JPY)
09	給与・年金以外の所得の金額	0.00 JPY

本人を扶養している者を選択

障がいがあれば選択(障害者手帳の写しの提出が必要)

1 所得金額に関するもの

本人に収入があれば「はい」を選択

2025年1月～12月の収入額(所得額)を入力

※「給与収入」は、額面の収入金額(控除前の金額)を入力、
「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額を入力すること。
(収入(所得)有無に関係なく証明書類の提出が必要)

奨学生本人情報

01	生年月日(yyyy/mm/dd)	2007/5/5
02	どちらの生計維持者に扶養されていますか	生計維持者1
03	障がい者に該当していますか	障がい者でない
04		
05	奨学生本人に収入(所得)がありますか	はい
06	給与収入金額の通貨	日本円(JPY)
07	給与収入金額	800,000.00 JPY
08	給与・年金以外の所得の通貨	日本円(JPY)
09	給与・年金以外の所得の金額	0.00 JPY

例

アメリカドル
1250ドル

注意事項:

複数の勤務先から収入がある場合は、合算した金額を入力。
ただし通貨が異なる場合は合算せず、一方の通貨の金額を入力、
もう一方の通貨の金額を余白に手書きで記入してください。
(本機構にて省令レート等に基づき合算いたします)

添付する証明書類の詳細については後記9～12ページ目を参照してください。

2. 「海外居住者のための収入等申告書」の作成方法 3/5

生計維持者情報

海外居住者のための収入等申告書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿



2026.03

以下の奨学生の適格認定(家計)に際して、収入・所得等を提出すべき者のうちに1月1日時点で日本国外に居住している者がいるため、その収入・所得等の情報を申告します。

生計維持者の基本情報		生計維持者1	生計維持者2 ★
10	生年月日 (yyyy/mm/dd)	1975/8/9	1978/10/15
11	配偶者はいますか	はい	
12	生計維持者2と同居していますか	いいえ	
13	障がい者に該当していますか	障がい者でない	障がい者である
生計維持者の収入・所得の情報			
17	給与収入金額の通貨	中国元 (CNY)	日本円 (JPY)
18	給与収入金額	253,000.00 CNY	0.00 JPY
19	公的年金等収入の通貨	日本円 (JPY)	日本円 (JPY)
20	公的年金等収入金額	0.00 JPY	0.00 JPY
21	給与・年金以外の所得の通貨	日本円 (JPY)	日本円 (JPY)
22	給与・年金以外の所得の金額	0.00 JPY	0.00 JPY

生年月日を正しく入力

配偶者の有無と
生計維持者2と同居しているかどうかを選択

障がいがあれば選択 (障害者手帳の写しの提出が必要)

2025年1月～12月の収入額 (所得額) を入力

※「給与収入」「公的年金など収入」は、額面の収入金額 (控除前の金額) を入力、
「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額を入力すること。
(収入 (所得) 有無に関係なく証明書類の提出が必要)

※複数の勤務先等から収入がある場合の記入方法は前記5ページ目の
緑の枠内を参考にしてください。

「配偶者はいますか」の設問で「いいえ」と入力すると
「ひとり親ですか」の設問が追加で表示されます。
「ひとり親である」を選択する場合は、それを証明する書類の提出が必要です。

添付する証明書類の詳細については後記9～12ページ目を参照してください。

生計維持者の基本情報		生計維持者1
10	生年月日 (yyyy/mm/dd)	1975/8/9
11	配偶者はいますか	いいえ
12		
13	障がい者に該当していますか	障がい者でない
14	ひとり親ですか	ひとり親である

2. 「海外居住者のための収入等申告書」の作成方法 4/5

生計維持者の扶養情報

海外居住者のための収入等申告書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

以下の奨学生の適格認定(家計)に際して、収入・所得等を提出すべき者のうちに1月7日現在居住している者がいるため、その収入・所得等の情報を申告します。

生計維持者の扶養の情報は(本人や他の生計維持者、配偶者は含めないでください)

29	16歳未満扶養親族の数	1	人
30	16～18歳の扶養親族の数	1	人
31	19～22歳の扶養親族の数	0	人
32	19～22歳の特定親族の数	1	人
33	23～69歳の扶養親族の数	1	人
34	70歳以上扶養親族(同居尊属)の数	0	人
35	70歳以上で上記以外の扶養親族の数	0	人
36	扶養親族等のうち一般障がい者の数	0	人
37	扶養親族等のうち同居していない特別障がい者の数	0	人
38	扶養親族等のうち同居特別障がい者の数	1	人

うち生計維持者1より年長の者
1
(項番33の内数)

生計維持者が扶養している親族等がいる場合は人数を入力
(世帯構成(生計維持者との続柄等関係)や世帯構成員の居住地を明らかにするもの書類の提出が必要)

※奨学生本人は含めないでください。
※生計維持者の配偶者や他の生計維持者は含めないでください。
※2025年12月31日時点の年齢で入力してください。
(海外ツール入力時点ではありません)

19～22歳の親族は、収入額(所得額)によって入力する項目が異なります。
収入123万円(所得58万円)以下の者
→「19～22歳の扶養親族の数」の欄に人数を入力
収入123万円超188万円以下(所得58万円超123万円以下)の者
→「19～22歳の特定親族の数」の欄に人数を入力

扶養親族等の中に障がい者がいる場合は、障害者手帳の写しの提出が必要

海外居住者のための収入等申告書(別紙)

1ページ目で入力した「19～22歳の特定親族」(収入123万円超188万円以下、所得58万円超123万円以下)について、その方の収入・所得を入力してください。

生計維持者1の特定親族(1人目)

給与収入金額の通貨	日本円(JPY)
給与収入金額	1,350,000.00 JPY
給与以外の所得の通貨	日本円(JPY)
給与以外の所得の金額	0.00 JPY

「19～22歳の特定親族」の欄に「1」以上を入力すると2枚目(別紙)が表示されます。
特定親族の収入額(所得額)を入力してください。
(当該ケースにおいて、生計維持者1が海外居住者である場合は、特定親族の収入等に関する証明書類は不要)

添付する証明書類の詳細については後記9～12ページ目を参照してください。

【参考資料】

生計維持者の扶養親族等は2025年12月31日時点の年齢に基づいて申告書に入力してください。

項目	対応する生まれ
16歳未満の扶養親族	平成22（2010）年以降の生まれ
16～18歳の扶養親族	平成19～21（2007～2009）年生まれ
19～22歳の扶養親族 19～22歳の特定親族	平成15～18（2003～2006）年生まれ
23～69歳の扶養親族	昭和30～平成14（1955～2002）年生まれ
70歳以上扶養親族（同居尊属）	昭和29年以前の生まれで、証明書類において書類提出対象者との同居が確認できる。
70歳以上で上記以外の扶養親族	昭和29年以前の生まれで、証明書類において書類提出対象者との同居が確認できない。

提出必須

① 書類提出対象者の収入証明（2025年1月～12月分）（給与明細など）

※12カ月分がない場合は、10月～12月分を提出してください。4倍した金額を収入とします。
※無収入である場合は、無収入である公的証明書の提出が必要です。

② 書類提出対象者ではない者の2026年度（非）課税証明書・所得証明書

本人または生計維持者が、「海外居住者のための収入等申告書」にて証明書類を提出する場合、書類提出対象者以外で、すでにマイナンバーを提出している場合でも、各々の（非）課税証明書・所得証明書の提出が必要。
理由：「海外居住者のための収入等申告書」に入力する収入のバックデータとして添付が必要。

③ ①の和訳（海外で発行された書類を提出する場合、和訳は必須）

該当者のみ

④ 生計維持者の扶養、一人親であることを公的に証明する書類（戸籍謄本など）

⑤ 障がい者（障害者手帳のコピーなど）

※本人・生計維持者、生計維持者が扶養している者が障がい者である場合に、証明書類を添付。

※ 海外で発行された書類を提出する場合、和訳は必須。（④・⑤の提出がない場合は、控除できません。）

各書類の詳細は次のページからご説明いたします。

●書類提出対象者（海外居住者）の収入証明書類（2025年1月～12月分）※提出必須
給与明細書や帳簿等
海外で発行された書類を提出する場合は、必ず和訳を添付

《注意事項等》

- ・2025年に複数の勤務先等から収入がある場合は、その全てについて証明書類が必要です。
- ・12か月分がない場合は、10月～12月分を提出してください。4倍した金額を年収とします。
- ・2025年の1年間収入がない場合には、2025年1月～12月の間の無収入を証明する書類が必要です。
- ・2025年の一部期間収入がない場合は、収入のない期間について月単位で無収入を証明する書類が必要です。

（無収入を証明する書類として、海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入の証明書、就労不可のビザ等、いち個人やいち企業により私的に作成されるものでなければ足りることとします（発行者について、公職に就いている者、弁護士、公証人、ケースワーカーといった類の職名や、役場や税務署といった公的と考えられる団体名が明らかであれば足りる）。）

奨学生本人情報	
01 生年月日 (yyyy/mm/dd)	2007/5/5
02 どちらの生計維持者に扶養されていますか	生計維持者1
03 障がい者に該当していますか	障がい者でない
04	
05 奨学生本人に収入(所得)がありますか	はい
06 給与収入金額の通貨	日本円 (JPY)
07 給与収入金額	800,000.00 JPY
08 給与・年金以外の所得の通貨	日本円 (JPY)
09 給与・年金以外の所得の金額	0.00 JPY

生計維持者の収入・所得の情報	
17 給与収入金額の通貨	中国元 (CNY)
18 給与収入金額	253,000.00 CNY
19 公的年金等収入の通貨	日本円 (JPY)
20 公的年金等収入金額	0.00 JPY
21 給与・年金以外の所得の通貨	日本円 (JPY)
22 給与・年金以外の所得の金額	0.00 JPY

生計維持者の扶養の資格(本人や他の生計維持者、配偶者は含めないでください)

給与明細書等証明書類と申告書に入力した金額が一致していることを確認してください。

●書類提出対象者ではない者（国内居住者）の2026年度（非）課税証明書・所得証明書
※提出必須

本人または生計維持者が申告書にて証明書類を提出する場合、書類提出対象者以外で既にマイナンバーを提出していても各々の（非）課税証明書・所得証明書の提出が必要です。

例：（世帯構成）本人・父・母の場合

対象者	続柄	居住地 2026年 1月1日時点	マイナンバー の提出	証明書類 (コピー可)
奨学生本人	一	日本	提出済	2026年度（非）課税証明書
生計維持者 1 (給与収入)	父	海外	不可	2025年1月～12月の給与明細書等 海外の書類の場合はその和訳
生計維持者2	母	日本	提出済	2026年度（非）課税証明書

●生計維持者の扶養、ひとり親であることを公的に証明する書類 ※該当者のみ提出必要

・生計維持者に扶養親族がいる場合
⇒国内に居住しているか否かにかかわらず、生計維持者との関係を証明する書類が必要です。

戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可。ただし和訳の添付が必要）、世帯構成等が分かる住民票の写し等、世帯構成（生計維持者との続柄等関係）や世帯構成員の居住地を明らかにするもの

なお証明書類の中に生計維持者の扶養親族でない人物が存在する場合は、書類の余白にその旨を記入してください（例：戸籍謄本に奨学生本人の社会人の兄が記載されている）。

・ひとり親世帯に該当する場合
⇒ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等（婚姻暦がわかるもの）を提出してください。

●障がい者 ※該当者のみ提出必要

⇒奨学生本人・生計維持者・生計維持者の扶養親族等が障がい者である場合は、障害者手帳コピーを提出してください。

奨学生本人情報	
01 生年月日 (yyyy/mm/dd)	2007/5/5
02 どちらの生計維持者に扶養されていますか	生計維持者1
03 障がい者に該当していますか	障がい者でない
04	
05 奨学生本人に収入(所得)がありますか	いいえ
06	
07	
08	
09	

必要添付書類	
入力結果に応じて、必要な添付書類に○がつきます。機構HPで具体的な必要書類を確認してください。	
1 所得金額に関するもの	○
2 配偶者の所得に関するもの	○
3 世帯構成に関するもの	○
4 生計維持者が1人のみであることを証するもの	
5 障がい者に関するもの	○

申告書に正しく入力すると、「必要添付書類」欄に○が付きますので確認して該当書類を提出してください。

本人及び生計維持者の収入（所得）について

よくある不備

対応方法

×申告書の給与収入金額の欄に手取り額を入力している

○手取り額ではなく額面の収入金額（控除前の金額）を入力してください。

×複数の勤務先から収入があるが、一つの勤務先での給与明細書のみ提出

○2025年1月～12月のすべての収入に関する証明書の提出が必要です

生計維持者の収入・所得の情報		
17	給与収入金額の通貨	中国元 (CNY)
18	給与収入金額	253,000.00 CNY
19	公的年金等収入の通貨	日本円 (JPY)
20	公的年金等収入金額	0.00 JPY
21	給与・年金以外の所得の通貨	日本円 (JPY)
22	給与・年金以外の所得の金額	0.00 JPY
生計維持者の扶養の箇所(本人や他の生計維持者、配偶者は含めないでください)		

生計維持者の扶養親族等について

よくある不備

対応方法

×生計維持者の扶養親族の欄に奨学生本人を含めて入力している

○奨学生本人や生計維持者の配偶者は含めずに入力してください。

×生計維持者の扶養親族について、誤った年齢の欄に入力している

○2025年12月31日時点の年齢に基づいて入力してください。

×申告書の生計維持者の扶養親族欄に人数の入力があるが、戸籍謄本等の証明書類提出がない

○必ず戸籍謄本等の証明書類を添付して提出してください。添付がないと扶養親族はいないものとして審査が行われます。

×19～22歳の親族1名について、「扶養親族の数」と「特定親族の数」欄の両方に計上している

○収入（所得）額によっていずれか一方の欄に入力します。7ページ目の青枠内をご参照ください。

生計維持者の扶養の資格(本人や他の生計維持者、配偶者は含めないでください)			
29	16歳未満扶養親族の数	1	人
30	16～18歳の扶養親族の数	1	人
31	19～22歳の扶養親族の数	0	人
32	19～22歳の特定親族の数	1	人
33	23～69歳の扶養親族の数	1	人
34	70歳以上扶養親族(同居尊属)の数	0	人
35	70歳以上で上記以外の扶養親族の数	0	人
36	扶養親族等のうち一般障がい者の数	0	人
37	扶養親族等のうち同居していない特別障がい者の数	0	人
38	扶養親族等のうち同居特別障がい者の数	1	人

うち生計維持者1より年長の者
 1 人
 (0頁番33の内数)